

平成28年11月11日 入札公告
平成28年12月19日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事業名：大浜国有林マツクイ虫防除事業

事業場所：和歌山県新宮市 大浜国有林184ろ2林小班外

事業内容：樹幹注入
衛生伐(特別伐倒駆除)

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
3. 事業内訳書
4. 作業仕様書
5. 事業位置図
6. 契約情報の公表

和歌山森林管理署

入札者注意書

入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 代理人に入札をさせようとするときは、入札書郵送時に委任状を提出すること。
7. 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づき行う。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札。
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
 - ④ 郵便入札にあっては、郵便入札書が定められた入札の締切時刻までにその場所に到達しなかったもの。
 - ⑤ 事業費内訳書の提出がないもの。
 - ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札。
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
13. 開札は、当発注機関の指定した職員を立ち合わせて開札する。
14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行なうことがある。
15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。

- (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
19. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
20. 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
21. 入札を辞退した者はこれを理由として、以降の競争参加資格の審査等について、不利益な取扱いを受けることはない。
22. 入札者が入札を辞退するときは、入札執行前にあつては、入札辞退届を持参または郵送（配達記録が残るものに限る。）により、入札執行前に提出すること。
また、入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出すること。
23. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。



マツクイ虫防除事業請負契約書(案)

- 1 事業名 大浜国有林マツクイ虫防除事業
- 2 事業場所 和歌山県新宮市 大浜国有林184ろ2林小班外
- 3 事業内容 樹幹注入 183本
衛生伐（特別伐倒駆除） 1.43m³
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
平成29年 2月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負金額 ¥ . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
¥ . -)

[注] ()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	部分払 回以内	第34条
×	前金払 分の 以内	第36条第1項
×	中間前金払	第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第39条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、監督職員に承認を受けること。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 和歌山県田辺市新庄町2345-1
分任支出負担行為担当官
和歌山森林管理署長 井上 康之 印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

樹幹注入仕様書

1. 注入対象木は番号札により標示してあるので十分確認すること。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。
2. 注入薬剤は、仕様書と適合したものを使用すること。
3. 注入対象木1本当たりの薬剤注入量は別表、注入木一覧表により使用薬剤の施工マニュアルを基に算出すること。
ただし、使用本数に幅がある場合は、大きい値を採用する(例) 1～2本→2本。
4. 注入薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
5. 注入に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は注入後速やかに監督職員に届け出て、注入の確認を受けること。
6. 請負者は、事業日誌(記録写真含む)及び薬剤受払簿を作成し、事業実行内容及び薬剤の使用量並びに処理数量を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後は、これとともに別紙様式「作業記録報告書」を森林管理署長(監督職員経由)に提出すること。
7. 薬剤注入後、注入木にNo.プレートを取り付けること。No.プレートについては、契約書7. に示すとおり支給する。
8. その他必要な事項または不明な点については、監督職員の指示を受けること。

松くい虫特別伐倒駆除仕様書

1. 被害木の標示を十分確認すること。
2. 伐倒に当たっては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
3. 伐採した被害木は、玉切り・集積等を行った後、すべて破砕または焼却すること。
4. 請負者は、被害木を破砕または焼却するときは、移動に先立って森林管理署長に報告（別記様式1）し、移動証明書（別記様式2）の交付を受け、移動時にこれを携行すること。また、被害木を破砕・焼却場で処理したときは、その証明書を徴し、別紙様式の作業記録報告書に添付すること。
5. 薬剤散布は、伐倒後の根株のみに行うこと。
6. 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
7. 降雨直後、及び散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
8. 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は散布後速やかに監督職員に届け出て、散布の確認を受けること。
9. 請負者は、事業日報に、薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。

樹幹注入薬剤購入仕様書

1. 購入薬剤

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 農薬の用途 | 松くい虫 樹幹注入剤 |
| (2) 人畜毒性 | 普通物 |
| (3) 適用病害虫名 | マツノザイセンチュウ |
| (4) 適用木名 | マツ生立木 |
| (5) 薬剤数量 | 使用薬剤ごとの所定液量 |
| (6) 薬効期間 | 6年以上 |

2. 注入対象数量 183本

3. 注意事項

- (1) 上記の品質・特性を有し、農薬登録済みの薬剤を購入すること。
- (2) 薬剤は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書(写)を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤の輸送にあつたては、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。

松くい虫(特別)伐倒駆除薬剤購入仕様書

1. 購入薬剤

- (1) 農薬の用途 松くい虫駆除用薬剤
- (2) 人畜毒性 劇物又は普通物
- (3) 適用木名 マツ伐倒木(根株)
- (4) 適用病害虫名 マツノマダラカミキリ幼虫
- (5) 薬剤数量 使用薬剤ごとの所定液量
- (6) 使用方法 散布

2. 作業数量 根株のみ 28本(根株材積 0.100m³)

3. 注意事項

- (1) 上記の品質・特性を有し、農薬登録済みの薬剤を購入すること。
- (2) 薬剤は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 希釈については、薬剤ごとに定められた範囲内で監督職員が定めた率とする。
- (4) 納品書(写)を監督職員に提出すること。
- (5) 薬剤の輸送にあつたては、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (6) その他必要事項については監督員の指示によること。

樹幹注入木一覽表

大浜国有林 184ろ2林小班

番号	直径 (cm)	樹高 (m)	材積 (m3)	備考
A1	10	6	0.03	
A2	12	6	0.04	
A3	12	5	0.02	
A4	12	6	0.04	
A5	12	6	0.04	
A6	10	6	0.03	
A7	10	6	0.03	
A8	10	5	0.02	
A9	12	6	0.04	
A10	10	5	0.02	
A11	10	4	0.02	
A12	8	4	0.01	
A13	10	5	0.02	
A15	12	6	0.04	
A16	12	5	0.03	
A17	8	6	0.02	
A18	8	5	0.02	
A19	10	6	0.03	
A21	8	6	0.02	
A22	10	4	0.02	
A23	10	5	0.02	
A24	8	6	0.02	
A25	12	6	0.04	
A26	8	5	0.02	
A27	10	5	0.02	
A28	10	5	0.02	
A29	10	6	0.03	
A30	8	5	0.02	
A31	12	5	0.03	
A32	8	5	0.02	
A33	10	6	0.03	
A34	8	5	0.02	
A35	8	4	0.01	
A36	8	3	0.01	
A37	10	4	0.02	
A38	8	4	0.01	
A39	8	4	0.01	
A40	10	5	0.02	
A41	10	5	0.02	
A42	8	4	0.01	
A43	10	4	0.02	
A44	8	4	0.01	
A45	8	6	0.02	
A46	8	5	0.02	
A47	10	5	0.02	
A48	8	5	0.02	
A49	10	5	0.02	
A50	10	5	0.02	
A51	8	5	0.02	
A52	10	5	0.02	
A53	8	5	0.02	
A54	10	5	0.02	
A55	8	5	0.02	
A56	8	4	0.01	
A57	10	4	0.02	
A58	8	4	0.01	
A59	10	4	0.02	
A60	8	5	0.02	
A61	10	4	0.02	
A62	10	5	0.02	
A63	10	5	0.02	
A64	8	5	0.02	
A65	10	5	0.02	
A66	10	5	0.02	

番号	直径 (cm)	樹高 (m)	材積 (m3)	備考
A67	8	4	0.01	
A68	10	5	0.02	
A69	8	4	0.01	
A70	10	4	0.02	
A71	6	3	0.01	
A72	8	4	0.01	
A74	8	3	0.01	
A75	8	3	0.01	
A77	8	4	0.01	
A78	10	5	0.02	
A79	12	5	0.03	
A80	8	4	0.01	
A81	10	4	0.02	
A82	8	4	0.01	
A83	12	4	0.03	
A84	8	5	0.02	
A85	8	5	0.02	
A86	10	4	0.02	
A87	12	4	0.03	
A88	12	5	0.03	
A89	10	4	0.02	
A91	8	4	0.01	
A92	10	4	0.02	
A93	6	4	0.01	
A94	8	5	0.02	
A95	14	5	0.04	
A96	12	5	0.03	
A97	12	5	0.03	
A98	8	4	0.01	
A99	8	5	0.02	
A100	8	4	0.01	
A101	8	4	0.01	
A102	6	3	0.01	
A103	8	4	0.01	
A104	8	5	0.02	
A105	8	4	0.01	
A106	12	5	0.03	
A107	8	4	0.01	
A108	10	4	0.02	
A109	8	4	0.01	
A110	6	3	0.01	
A111	10	3	0.02	
A112	10	4	0.02	
A113	12	5	0.03	
A114	8	4	0.01	
A115	8	4	0.01	
A116	10	5	0.02	
A117	8	4	0.01	
A118	8	4	0.01	
A119	8	4	0.01	
A120	8	4	0.01	
A121	8	4	0.01	
A122	8	4	0.01	
A123	8	5	0.02	
A124	10	4	0.02	
A125	8	4	0.01	
A126	8	4	0.01	
A127	10	4	0.02	
A128	8	4	0.01	
A129	10	4	0.02	
A130	6	4	0.01	
A131	8	4	0.01	
A132	6	4	0.01	

番号	直径 (cm)	樹高 (m)	材積 (m3)	備考
A133	8	5	0.02	
A134	10	5	0.03	
A135	8	4	0.01	
A136	6	4	0.01	
A137	6	4	0.01	
A138	6	4	0.01	
A139	8	4	0.01	
A140	8	5	0.02	
A141	8	4	0.01	
A142	8	4	0.01	
A143	8	4	0.01	
A144	8	5	0.02	
A145	8	4	0.01	
A146	8	4	0.01	
A147	8	4	0.01	
A148	8	4	0.01	
A149	8	4	0.01	
A150	10	5	0.02	
A151	10	4	0.02	
A152	12	5	0.03	
A153	10	5	0.02	
A154	12	5	0.03	
A155	8	4	0.01	
A156	10	5	0.02	
A157	10	5	0.02	
A158	8	4	0.01	
A159	10	4	0.02	
A160	10	4	0.02	
A161	6	3	0.01	
A162	10	4	0.02	
A163	8	4	0.01	
A164	12	4	0.03	
A165	12	4	0.03	
A166	8	4	0.01	
A167	8	4	0.01	
A168	6	4	0.01	
A169	8	4	0.01	
A170	10	5	0.02	
A171	6	4	0.01	
A172	8	5	0.02	
A173	10	5	0.02	
A174	10	4	0.02	
A175	8	4	0.01	
A176	8	4	0.01	
A177	10	5	0.02	
A178	10	5	0.02	
A179	10	4	0.02	
A180	8	5	0.02	
A181	8	4	0.01	
A182	8	3	0.01	
A183	8	5	0.02	
A184	10	4	0.02	
A185	10	5	0.02	
A186	10	5	0.02	
A187	8	4	0.01	
A188	8	4	0.01	
合計			3.30	183本

特別伐倒駆除対象木一覧表(大浜国有林)

林小班	樹種	本数	胸高直径	樹高(m)	材積(m3)	備考
184い	クロマツ	1	6	5	0.009	
	クロマツ	1	12	6	0.04	
	クロマツ	1	6	3	0.006	
	クロマツ	1	6	4	0.008	
	クロマツ	1	14	12	0.09	
	クロマツ	1	14	9	0.07	
	クロマツ	1	8	8	0.02	
	クロマツ	1	8	8	0.02	
	クロマツ	1	8	5	0.02	
	クロマツ	1	12	7	0.04	
	クロマツ	1	8	5	0.02	
	クロマツ	1	16	8	0.08	
計		12			0.423	
184ろ1	クロマツ	1	22	8	0.15	
	クロマツ	1	16	10	0.10	
	クロマツ	1	20	7	0.11	
	クロマツ	1	14	8	0.08	
	クロマツ	1	18	10	0.12	
	クロマツ	1	20	8	0.12	
	クロマツ	1	10	6	0.03	
	クロマツ	1	10	6	0.03	
	クロマツ	1	8	6	0.02	
	クロマツ	1	14	7	0.06	
	クロマツ	1	8	5	0.02	
	クロマツ	1	12	8	0.05	
	クロマツ	1	8	5	0.02	
クロマツ	1	14	7	0.06		
計		14			0.97	
184ろ2	クロマツ	1	10	6	0.03	A20
	クロマツ	1	6	4	0.008	A76
計		2			0.038	
合計		28			1.431	

別記様式1

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
和歌山森林管理署長 井上 康之 殿

報告者 住所

氏名

マツクイムシによる被害木移動予定報告について

平成 年 月 日に契約締結した八郎谷国有林外森林整備事業(保護)について、マツクイムシによる被害木を破砕または焼却するため、下記のとおり移動する予定であるので報告します。

記

移動対象被害木の所在地：和歌山県新宮市 大浜国有林

移動対象被害木の移動先：

近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署管内

移動経路：

移動予定期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

移動予定数量：材積 m3

移動方法：

駆除処置実施予定期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日



〔被害木売買契約摘要〕

契約締結日

契約数量

契約時に付した駆除処置に係る特約事項 破砕

同 駆除処置の期限に係る特約事項 平成 年 月 日

別記様式2

マツクイムシによる被害木の移動証明書

住所

氏名

(被害木の移動内容)

1. 移動対象被害木の所在地
和歌山県新宮市 大浜国有林
2. 移動対象被害木の移動先
3. 移動経路
4. 移動予定期間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 移動予定数量
材積 m3
6. 移動方法

上記の者は、被害木の移動内容のとおり、伐倒した被害木を駆除処置するため、移動するものであることを証明する。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
和歌山森林管理署長 井上 康之

別紙様式(監督職員経由)

別紙

分任支出負担行為担当官

和歌山森林管理署長 井上 康之 殿

報告者 住所

氏名

印

作業記録報告書

平成 年 月 日に契約締結した大浜国有林マツクイ虫防除事業について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

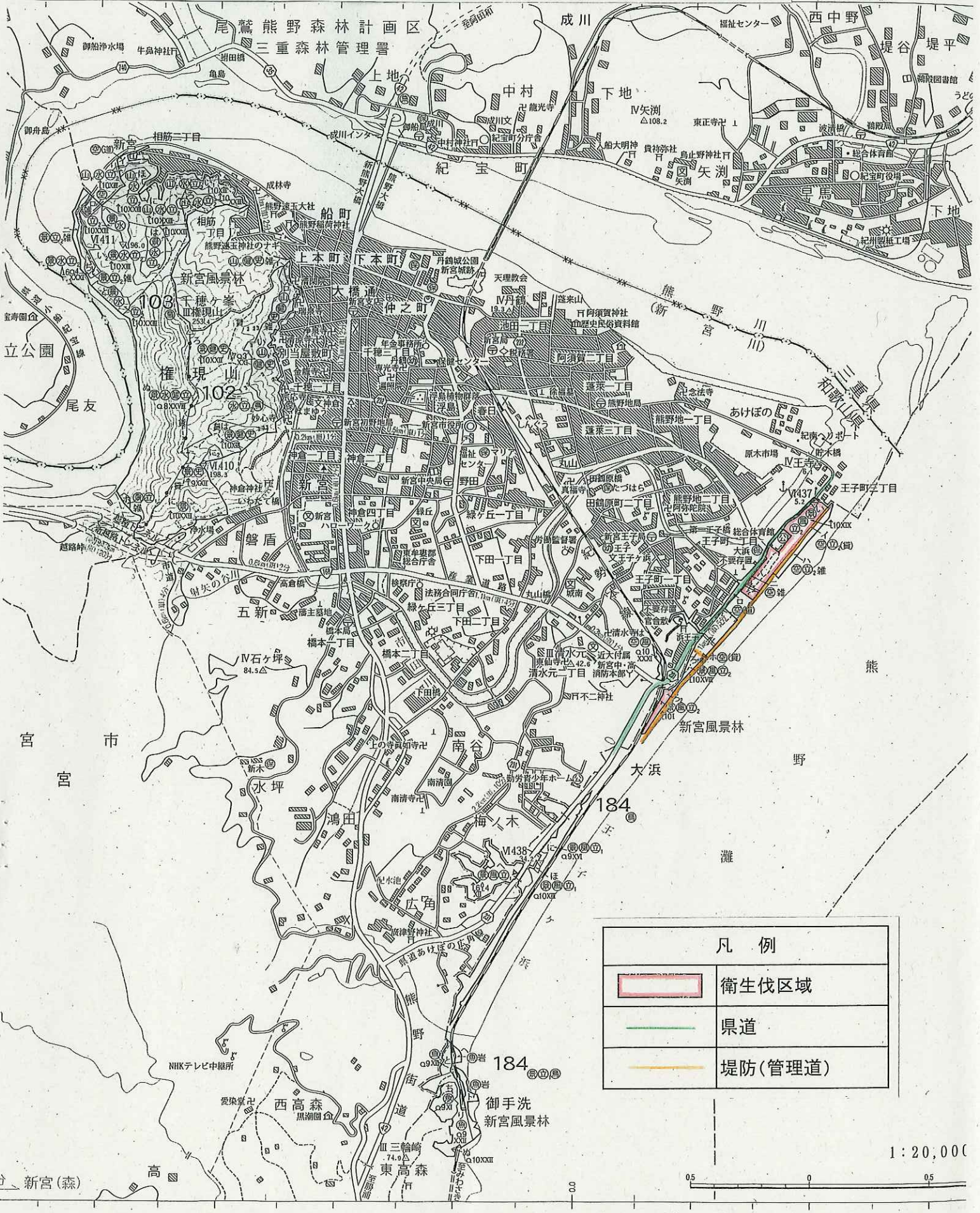
記


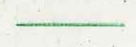

- 1 契約に定める駆除作業の内容（特別伐倒駆除、樹幹注入）
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	概要
被害木の伐倒（枝払い及び玉切を含む。）						
搬出（伐採地から処理場までの伐倒木の搬出）						
伐倒木、枝条及び根株等の破砕又は焼却						
伐倒木の薬剤散布						
ドリル穿孔						
薬剤注入						
薬剤容器回収						
注入孔の後処理						

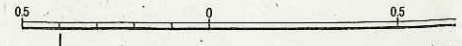
- (注) 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合のみ記入する。
3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
4 摘要欄には、薬剤散布に監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

平成28年度 衛生伐(特別伐倒駆除)事業請負位置図
 大浜国有林 184㉔1林小班外
 縮尺 1:20,000



凡 例	
	衛生伐区域
	県道
	堤防(管理道)

1:20,000






署基本図

公共座標第VI系

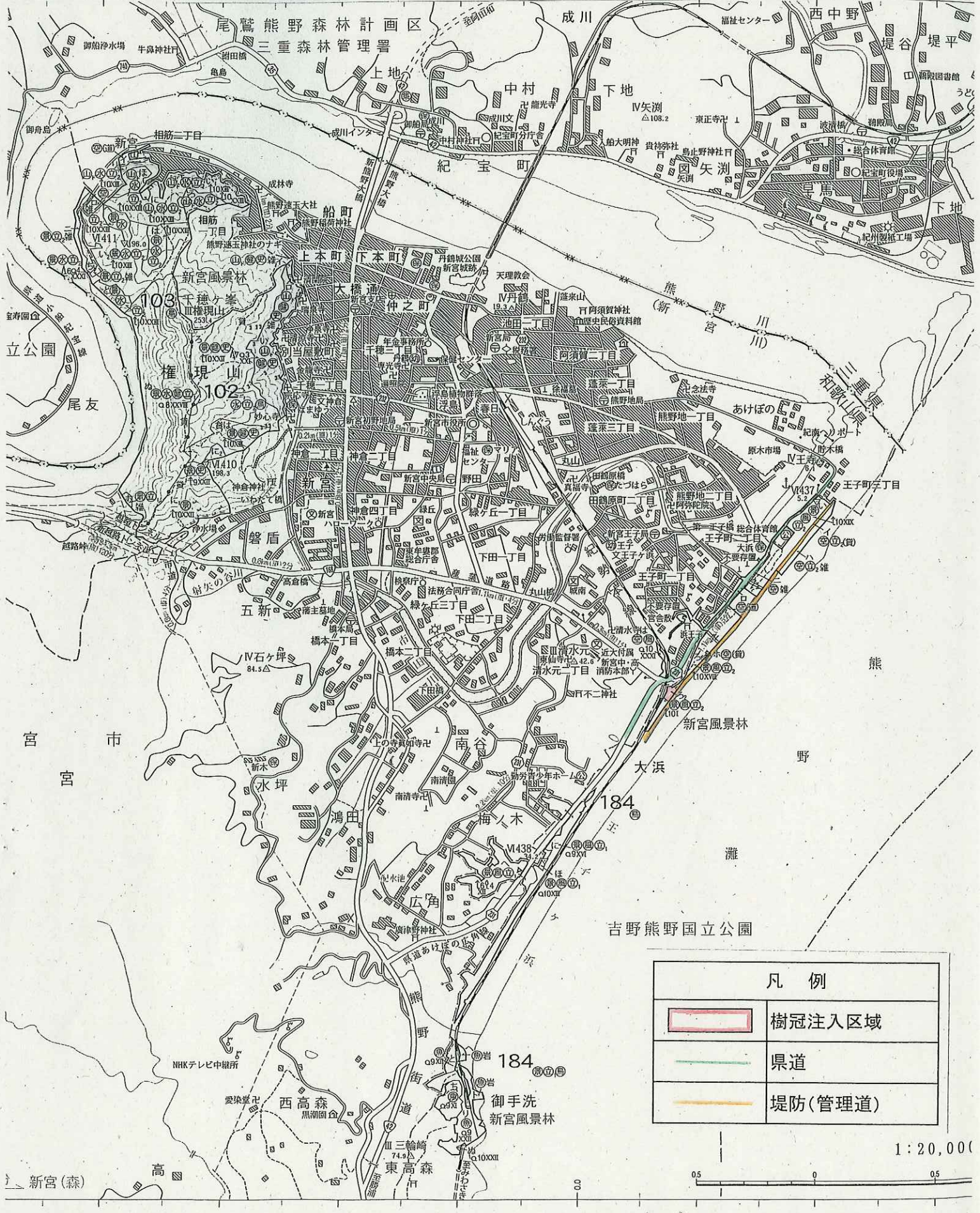
平成28年度 衛生伐(特別伐倒駆除)事業請負詳細図
大浜国有林 184㉔1林小班外
縮尺 1:5,000




新宮全三一片第三〇号 (二七)



凡例	
	衛生伐
	県道
	堤防(管理道)

平成28年度 樹冠注入事業請負位置図
 大浜国有林 18432林小班
 縮尺 1:20,000



凡例	
	樹冠注入区域
	県道
	堤防(管理道)

1:20,000
 0.5 0 0.5

平成28年度 樹冠注入事業請負詳細図

大浜国有林 18432林小班

縮尺 1:5,000

全 三 |

